

公告 04-第3号

令和 5 年 1 月 6 日

被保険者各位

ディスコ健康保険組合

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による被保険者(任意継続被保険者)の保険料算定にかかわる、令和 4 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値を、通達『昭和 51 年 6 月 16 日保険発第 63 号の 2』に基づき通知します。

記

令和 5 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のとおりとする。

1.2.いずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする

- | | | |
|---|--|---|
| { | <ol style="list-style-type: none">1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失した時の標準報酬月額2. 令和 4 年 9 月 30 日の平均標準報酬月額 761,569 円を標準報酬月額の基礎額とみなした標準報酬月額 [750,000 円 (38 等級)] | } |
|---|--|---|

・適用年月日

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

以上